

朝日村耐震診断事業実施要綱

朝日村耐震診断事業実施要綱（平成18年朝日村要綱第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、既存木造住宅、その他の住宅及び避難施設（以下「耐震診断対象建築物」という。）の所有者等が、耐震診断を実施することにより、耐震補強の実施を促進し、もって地震による耐震診断対象建築物の倒壊等の被害の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

2 既存木造住宅 次の各号のいずれにも該当するものをいう。

（1）昭和56年5月31日以前に着工された住宅

（2）木造在来工法の住宅

（3）長屋及び共同住宅（以下「集合住宅」という。）以外の個人所有の住宅

3 その他の住宅 昭和56年5月31日以前に着工された既存木造住宅以外の住宅をいう。

4 避難施設 次の各号のいずれにも該当するものをいう。

（1）昭和56年5月31日以前に着工された建築物

（2）市町村長が指定した避難施設で、国、県及び市町村の所有する建築物以外の建築物

5 長野県木造住宅耐震診断士（以下「診断士」という。） 長野県知事の備える長野県木造住宅耐震診断士登録名簿（以下「名簿」という。）に登録された者をいう。

6 精密耐震診断 診断士が、長野県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき調査し、既存木造住宅の地震に対する安全性を評価すること並びに建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号）に定めるところにより、その他の住宅及び避難施設の地震に対する建築物の構造に関する安全性を評価することをいう。

（事業内容）

第3条 村長は、住宅及び避難施設の所有者の希望によって、診断士を派遣し精密耐震診断を行うことができる。

2 前項の規定による精密耐震診断を希望する者は、精密耐震診断申込書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

3 第1項及び第3項の診断士の派遣費用は、村の負担とする。
（委託業務）

第4条 前条第1項の耐震診断については、全部又は一部を委託することができる。

（診断士の派遣の決定）

第5条 村長は、第3条第2項に規定する診断申込書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、診断士の派遣を決定する。

（診断士の派遣通知）

第6条 村長は、前条の規定により診断士の派遣を決定したときは、申請者に通知するものとする。

2 村長は、診断士を派遣しないことを決定したときは、その理由をつけて、申請者に診断士を派遣しない旨を通知するものとする。

3 村長は、第1項の規定による診断士の派遣に変更が生じたときは、当該通知書の内容を変更することができる。

（耐震診断の中止等）

第7条 耐震診断申込者は、事情により耐震診断を中止し、又は取り止めるときは、速やかに、村長にその旨を届出しなければならない。

（診断士の派遣の取消し）

第8条 村長は、診断士の派遣の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、診断士の派遣を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正行為により診断士の派遣通知書を受けたとき。

(2) その他村長が不相当と認める事由が生じたとき。

（診断費用の返還）

第9条 村長は、前条の規定により耐震診断士の派遣を取り消した場合において、既に耐震診断を実施しているときは、期限を定めて、その診断に係る費用の返還を命じるものとする。

（耐震診断申込者に対する指導）

第10条 村長は、耐震診断申込者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図れるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めているものの他に必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。